

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与 に関する規則の一部改正	令和7年2月19日 総 務 課
------------------	--------------------------------------	--------------------

1 改正する規則

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正（平成10年鹿児島県公安委員会規則第6号）

2 改正理由

聴聞を行う公安委員会の掲示板に掲示して行うこととされている公示について、インターネットを利用することが可能となることから、鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正するもの

3 改正内容

改正前	改正後
（聴聞の審理の公開） 第12条 公安委員会は、条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。 2 前項の規定による公示は、<u>聴聞を行う公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。</u>	（聴聞の審理の公開） 第12条 公安委員会は、条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。 2 前項の規定による公示は、<u>インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u>

4 改正規程の施行日

令和7年3月1日とする。